

継続費の精算報告について

令和 7 年度をもって継続年度が終了した藤沢市下水道事業費特別会計継続費の精算について、別紙のとおり報告する。

2026 年（令和 8 年）9 月 1 日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

報告理由

令和 7 年度の継続費に係る下水道事業について、継続年度が終了したので、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規定により報告する。

参 考

地方公営企業法施行令 抜粋
(継続費)

第 18 条の 2

- 2 管理者は、継続費に係る継続年度（継続費に係る支出予算の金額のうち法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了した場合においては、継続費精算報告書を作成し、法第 30 条第 1 項の書類と併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合において、地方公共団体の長は、法第 30 条第 6 項の書類の提出と併せて、これを議会に報告しなければならない。

令和 7 年度 藤 沢 市 下 水 道 事 業 費

款	項	事業名	年度	全体計画					実
				年割額	左の財源内訳				支払義務 発生額
					特定財源			損益勘定 留保資金 等	
					国県支出金	地方債	その他		
1 下水道 事業資本的支出	1 建設改良費	南部処理区ポンプ場 建設事業 (片瀬雨水排水ポン プ所主ポンプ改築工 事)	6	16,100,000		16,100,000			0
			7	24,100,000		24,100,000			33,500,000
			計	40,200,000		40,200,000			33,500,000
		南部処理区ポンプ場 建設事業 (浜見山ポンプ場汚 水ポンプ1号及び2 号用液体抵抗器改築 工事)	6	57,700,000		57,700,000			0
			7	86,500,000		86,500,000			120,500,000
			計	144,200,000		144,200,000			120,500,000
		辻堂浄化センター建 設事業 (辻堂浄化センター 水処理第5系列返送 汚泥ポンプ改築工事 その2)	6	20,800,000		20,800,000			0
			7	31,200,000		31,200,000			36,850,000
			計	52,000,000		52,000,000			36,850,000
		辻堂浄化センター建 設事業 (辻堂浄化センター 水処理第5系列返送 汚泥ポンプ負荷設備 他改築工事その2)	6	42,240,000		42,200,000		40,000	0
			7	67,000,000		67,000,000			105,600,000
			計	109,240,000		109,200,000		40,000	105,600,000
		大清水浄化センター 建設事業 (大清水浄化セン ター汚泥濃縮設備改 築工事)	6	69,212,000		69,200,000		12,000	0
			7	120,000,000		120,000,000			180,842,200
			計	189,212,000		189,200,000		12,000	180,842,200

特別会計継続費精算報告書

(単位 円)

績				比 較				
左 の 財 源 内 訳				年割額と支払義務発生額の差	左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			損益勘定留保資金等		特 定 財 源			損益勘定留保資金等
国県支出金	地 方 債	そ の 他			国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	0			△ 16,100,000		△ 16,100,000		
	33,500,000			9,400,000		9,400,000		
	33,500,000			△ 6,700,000		△ 6,700,000		
	0			△ 57,700,000		△ 57,700,000		
	120,500,000			34,000,000		34,000,000		
	120,500,000			△ 23,700,000		△ 23,700,000		
	0			△ 20,800,000		△ 20,800,000		
	36,800,000		50,000	5,650,000		5,600,000		50,000
	36,800,000		50,000	△ 15,150,000		△ 15,200,000		50,000
	0		0	△ 42,240,000		△ 42,200,000		△ 40,000
	105,500,000		100,000	38,600,000		38,500,000		100,000
	105,500,000		100,000	△ 3,640,000		△ 3,700,000		60,000
	0		0	△ 69,212,000		△ 69,200,000		△ 12,000
	180,800,000		42,200	60,842,200		60,800,000		42,200
	180,800,000		42,200	△ 8,369,800		△ 8,400,000		30,200